

住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等について

資料 1

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
	(住民に対する県の対応)			
H4～	埃や24時間操業の夜の音などに対する対応	民間企業で文句も言えず、我慢して暮らしていたが、県も町も全く相手にされなかった。	「RD最終処分場問題にかかる経緯について」(以下「経緯書」という。) P.3～参照	
H4～	硫化水素発生に係る県の対応発言	「犬は死ぬものでしょう。人間がRDの横で倒れたら問題になりますね。それから考えましょう。」との返事を聞いている。		
H9年度	ばい煙に係る県の電話対応	RD社びいき、「あれは水蒸気で、ばいじんなんか飛んでいない」とまるめ込み工作のような対応が続いた。		
H9年度	硫化水素発生に係る県の電話対応	以前から硫化水素の臭いはしていたが、県は、「どこの処分場でも臭いはする」など、我々の言うことを一切認めない。		
H10年度	硫化水素発生に係る県の電話対応	県の回答はいつも一緒であり、硫化水素とは言わず「近くの工場の臭いや」など、言いくめられた。		
H16年度	深堀穴調査時の住民協議	県は、工事が始まってもいつでも住民協議ができるとしていたが、再三の要求にもかかわらず、1か月以上協議が行われず、一方的な工法がなされた。	経緯書P.21～P.22参照	
H11～ H14頃	経堂池の水質浄化、浚渫の要求	県は責任を持って回答してくれないし、困難であると逃げ腰の回答しかしない。	平成18年10月12日滋最特対第21号により回答 (水質については「RD最終処分場問題対策委員会」において課題を整理し、適切にしたいと考えている。水量を確保していくための「へどろ等の浚渫」については、RD最終処分場問題との対応を関連づけて、県として実施していくことは極めて困難と考えている。)	
H15.10.29	住民からの面談拒否	要望書提出面会にあたり、知事室に先に持って行くのならば部では面会しないと拒否した。		
H15.11.6	ガス調査実施に伴う住民説明	県は、11月5～7日のガス調査についての説明が、事前でなく開始後であった。(住民との約束違反)	経緯書P.19参照	
H18.3.	行政対応検証の申出	政治社会学の立場から、行政対応検証調査を申し出たが、公務員の守秘義務から拒否された。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令等を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところであり、行政責任を検討する状況ではないと思っている。)	
H18.4.7	質問書や情報公開請求の返答	質問に対する反応が遅く、返答がすごく遅くなっている。		
H18.10.12	県からの回答	硫化水素問題以来、8年近くかかっているが、納得できる回答でなく、誠意を持って対応していない。	平成18年10月12日滋最特対第21号により回答 (これまで、県は原因者であるRD社に是正を行わせるとの方針のもとに解決に取り組んできたが、破産手続開始決定という厳しい事態を受け、地域住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、効果的で合理的な対策を練り上げ、問題の解決を図っていききたいと考えている。)	
	これまでの県からの回答	要望をいっても、納得いく回答なし。「検討します」の後の回答がされない。		
	県の協議のやり方	詭弁で住民を愚弄し、行政用語で住民を欺く、ごまかし、情報隠し、ごり押しといえる、これが県のいつものやり方でした。		
	県の解決に向けての姿勢	県は管理監督責任を明らかにせず、改善要請に速やかに対応せず、事態を直視せず、問題を根本から解決しようとする姿勢は見られず。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令等を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
	県の目先対応に終始	県は、全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきた。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令等を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
	県の不誠実な協議	県は協議が大事といいながら形の上の協議にとどまり、結論も出さないまま、次々に工事が進んでいく。		

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
	根本的な解決対策の無作為	県は、全容調査に応じてくれず、根本的な解決対策について、何もやってくれなかった。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
	(業者に対する県の対応)			
H3	RD社の許可区域外での産廃投棄への県の対応	県は、住民からの通報後も、陶土の搬出ということで放置した。	経緯書P.3～P.4参照	
H4.5.29	ピットの悪臭煮汁の除去	県は、住民からの通報後、対応までに9日間も放置した。	経緯書P.4参照	
H5.9.8	悪臭源の廃プラスチック類の埋め立て	有害物質の付着した廃プラスチック類を県が埋立て指示したのは問題である。	経緯書P.4参照	
H6.6.10	医療系ドラム缶の確認	国際情報高校の北側広場のドラム缶について、県が現場確認したのは、通報4日後で既に空っぽであった。	経緯書P.4参照	
H6.7.13	焼却炉の過剰焼却	焼却炉の構造計算を逸脱した過剰焼却があり、指導されたが、公害防止設定条件の確認指示がないままに続けられた。	経緯書P.4～P.5参照	
H7.11.27	廃棄物の野積み	日々受入物が処理されず、是正指導で野積みとなっている廃棄物を仮置きと認めたと、この状態が続くのは是正の意味がない。	経緯書P.5参照	
	是正指導の立入り	進捗状況が悪いので、機械の稼働など調査すべきで、立入りも3か月ほったらかしで、職務怠慢といえる。	経緯書P.5参照	
	焼却時間の偽り	24時間燃やしてはいけない炉なのに、偽って24時間燃やしている。	平成3年9月7日産業廃棄物処理施設設置届受理 焼却施設 廃プラスチック類 処理能力9.0t/日(24H) 汚 泥 処理能力8.1m ³ /日(24H) 廃 油 処理能力6.0m ³ /日(24H) 経緯書P.3参照	
	未硬化セメントの埋設	許可区域外に、違法な未硬化セメントを埋めて、二重の違反をしているのに対し、県は、撤去を命じただけで法的処置はしていない。	平成15年6月定例会答弁 (ご意見の経堂池に一部強いアルカリ性の排水が排出されていた件については、)事前に地元の皆さんとの協議を行い、その結果に基づいて、県と市および地元の皆さんの立ち会い、監視のもとに800回を超える現場でのpH調査を実施し、また、検体を持ち帰っての成分分析調査などを行い、調査結果を踏まえ高アルカリ原因物を撤去させたところである。) 経緯書P.17参照	
	高アルカリ物質の流出	県は仮置きと言っているが、高アルカリ物質が溶けて地中を通って経堂池へ流れ続けた。		
	ダイオキシンの地下水汚染	環境基準の14倍のダイオキシンが出てきたが、全国の最大汚染でも0.89しかないのに、県は自然であるといっている。	平成16年予算委員会答弁 (平成15年度9月に実施した周縁地下水調査において、処分場西側採水井戸から取水した地下水から14pg-TEQ/l(環境基準:1.0pg-TEQ/l)のダイオキシンが検出されたものである。この時の調査においては、地下水のSS(懸濁物質)の濃度が3,300mgと極めて高く、SSとの関係を十分調査・検討が必要であると考えたものである。)	
H8.4.30	廃プラスチックによる火災	多量の野ざらしやメタンガスの発生で火災が3回もあり、不適正保管として指示できないか。ダイオキシンのもとの燃えがらを全部埋めている。	平成12年2月定例会答弁 (火災による灰の処理については、当時の記録からは確認できない。火災現場は今後の掘削調査の予定場所と符合しており、掘削により確認できると考えている。) 経緯書P.6参照	

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
H10.7.3	RD社への面積、容量の変更許可(追認)	法律の運用上支障があり、無効と考えられる。	平成13年6月定例会答弁 (許可容量を超える埋立てを行ったRD社に対し、平成10年5月27日付けで最終処分業の廃止届を出させ新たな廃棄物の搬入を止めるとともに、その上で許可容量を超えた分について全量を場外へ持ち出すことも検討したところである。しかし、地元自治区とRD社とで、1日当たりの般出入車両の通行制限が決められていたことから、超過分全てを場外搬出させると9年5ヶ月という年月を要することとなり、周辺生活環境への影響が予想されること、また、防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、場外搬出をできる限り行わせた上で、廃棄物の飛散流出を防ぐため、その処分のための容量を変更許可したものである。) 経緯書P.7参照	
	"	県は、RD社の大量埋立てに対して、一部を行政処分で排出させるとともに、違法埋立てを追認した。		
	"	それまでのRD社に対する県の指導監督の問題点が追認で明確となった。許可区域外への埋立てを全部撤去させていたら、こんなにひどくない。		
H9~11	深掘りへのごみ埋設	住居に近いところに、深掘りしてごみを持って行った。	経緯書P.7~P.8参照	
H16年度	深堀穴調査の問題点	基準以上の有害物質は除去する協議ができていたが、いざ見つくと場外に有害物が流出しなければよとして、RD社を処分しなかった。	平成17年6月定例会答弁 (是正工事では約43,800m ³ の廃棄物が掘削され、木くずや金属くずなどの許可品目以外のものの除去を強く指導するとともに、有害物の分析において、住民の皆さんとの協議を経て、掘削し、仮置きされた廃棄物を、住民の立ち会いのもとに1日ごとにサンプリングし、この1週間分の混合試料の溶出検査を行い、いずれの試料も土壌の環境基準以下であったことから埋め戻しを認めたところである。 また、住民の皆さんの要望で実施した含有試験では、一部で鉛が高濃度であったことから、住民の皆さんの不安をなくし、地下水への影響を防止する観点から遮水対策を施した上で埋め戻しさせたものである。検出された原因については目視上の大きな違いはなく不明ではあるが、鉛ハンダを含んだ廃プリント配線板や、鉛を含んだ塗料等の付着したものが廃プラスチック類などとして、平成10年の法改正までは埋められていたことなどが影響しているのではないかと考えている。) 経緯書P.21~P.22参照	
H11.12	散在する医療系廃棄物への県の対応	ガス調査時に処分場内に散在してても、県職員は見て見ぬふりをしている。		
H16.4	総量違反調査の県の不作為	北尾団地後退工事の移動廃棄物量から推計して、総量違反が濃厚と思われるが、県は調査を実施していない。		
H16.4	RD社への改善命令期限延長	県は、RD社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていない。	経緯書P.17およびP.21参照	
H16.4	RD社の深堀穴改善工事での埋め戻し	県は廃棄物を残したまま、セメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻しさせた。	平成17年予算委員会答弁 (深堀穴の是正工事については、基本的に地山が出てくるまで掘削するという方針の下工事にかかってきたが、当初の掘削を始めた場所と地山を発見する場所との間に少しずつが出たため、その分を改めて工事を行い、さらに掘削しようとする大変な労力を必要とすることから、ボーリングを行いどこに地山があるかということを確認した。その上でボーリング孔からセメント硬化剤を注入し、地山と見えているところに掘削残りになった廃棄物が固化され一定の遮水効果を確保した上で、遮水シートならびに粘土層による遮水を行うという工法を選択した。 また、廃棄物の埋め戻しについては、掘削した廃棄物約43,800m ³ から木くずや金属くずなどの許可品目以外の廃棄物を除去させ、住民の立ち会いのもとに1日ごとにサンプリングし溶出試験を行い、いずれも土壌の環境基準以下であることを確認した上で埋め戻しを認めたものである。) 経緯書P.21~P.22参照	

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
H17.9.30	見つかったビニールシートやドラム缶への県の対応	あちこちに散在してても、県職員は見て見ぬふりをしている。		
	県の「見て見ぬふり」対応	県は、高アルカリ調査時や処分場工事立会の有害物らしきものを見つけても、知らんぷりをしている。		
	パキューム車による医療廃棄物の埋立て	何年も続けて京都の病院から、大体週2回血液や実験廃液を持ち帰り、穴に入れていた。	(平成17年12月定例会答弁) (元従業員の証言については、その内容を県として確認したいとの思いから、過去に何度となく直接話を聞きたい旨、住民団体に申し入れをしたが実現していない。)	
	県のRD社に対する指導	その場限りのおさなりの指導のため、どんどん違法がエスカレートしている。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
	現場への立入調査の事前通告	RD社への事前通知により、不正や違法行為が発覚しないようにしている。		
	〃	違法がばれないようにRD社に対応するようにしたうえで、査察しており杜撰さが指摘できる。		
	埋立て証言のあるドラム缶への対応	県は、住民からのドラム缶の埋設情報を信憑性が不十分、本人聴取が必要として、聞き流し、調査をしなかった。	平成17年12月定例会答弁 (元従業員の証言については、その内容を県として確認したいとの思いから、過去に何度となく直接話を聞きたい旨、住民団体に申し入れをしたが実現していない。)	
	〃	場所を提示したが、県は元従業員からの証言集でなく、直接聞かないとわからないとして、放置したまま何も対応していない。		
	建築確認、開発許可の問題	ごみの上にガス化溶融炉の付属施設の建築確認がなされたり、市街化調整区域にある会社施設を廃棄物対策課は問題にせず、「うちとは関係ない」として縦割り行政の弊害が指摘される。		
	RD社に対する不法投棄告発	県は、RD社の不法投棄の証拠隠滅を許し、時効5年の告発の機会を逃した。		
	(県自らなすべき対応)			
H3.9.11	許可区域外の掘削の確認	県は掘削跡をその時掘って調べず、平成10年に掘り返したら、高濃度ダイオキシンが検出され、結果的に7年間放置した。	経緯書P.3参照	
H12.6	住民からの掘削情報の対応	平成12年に掘削周辺から放射線物質が発見されたが、当時県は調査を全くしていない。	平成12年6月定例会答弁 (処分場隣接地にRD社が兵庫県尼崎市の事業所から放射性廃棄物の処分を受託し、埋立処分を行ったとの情報があり、当該事業所から事情聴取を行った結果に基づき、産業廃棄物の埋め立ておよび埋立場所を確認するため、調査を行ったところ、当該事業所の産業廃棄物の一部が許可区域外で発見されたため、全量を撤去させた。また、この廃棄物の放射線量を測定したところ、何ら問題はなかった。なお、この廃棄物は、自動車のブレーキ用摩擦材の製造に使用されるチタン酸カリウムの焼成行程で用いられたトレーの破片であり、廃棄物の種類としてはガラスくずおよび陶磁器くずに分類されているものである。) 経緯書P.12～P.13参照	

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
H10年度 (H16)	深堀穴調査での有害物調査	有害物質の浸透水調査をせず、有害物質の流出先の確認もしていない。	経緯書P.8参照 (平成16年度については、平成17年予算委員会答弁 (深堀穴の是正工事については、基本的に地山が出てくるまで掘削するという方針の下工事にかかってきたが、当初の掘削を始めた場所と地山を発見する場所との間に少しずれが出たため、その分を改めて工事を行い、さらに掘削しようとする大変な労力を必要とすることから、ボーリングを行いどこに地山があるかということを確認した。その上でボーリング孔からセメント硬化剤を注入し、地山と見えているところに掘削残りになった廃棄物が固化され一定の遮水効果を確保した上で、遮水シートならびに粘土層をによる遮水を行うという工法を選択した。 また、廃棄物の埋め戻しについては、掘削した廃棄物約43,800m ³ から木くずや金属くずなどの許可品目以外の廃棄物を除去させ、住民の立ち会いのもとに1日ごとにサンプリングし溶出試験を行い、いずれも土壌の環境基準以下であることを確認した上で埋め戻しを認めたものである。)) 経緯書P.21～P.22参照)	
H11.10	ケーシング調査	すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか県の調査では、調べてもらえなかった。調査でこのことが明らかになれば問題は早く解決した。	平成15年9月定例会答弁 (掘削調査については、当時、全国的にもこのような視点からの調査が行われたことがなく、種々検討の結果、廃棄物を分別しその部位ごとに内容物を分析する方法が最適と考え実施したもので、分別行程においては欠かせない行程であり、硫化水素の発生原因を究明する廃棄物の分析という本来の目的は達成したものと考えている。 しかし、貴重な資料であるとの思いから、併せて実施した廃棄物中の有害物質に係る分析調査、とりわけ揮発性有機化合物に係る調査については、ご指摘のとおり公定法に基づき分析するのが適切であったと考えている。 また、この調査方法については地元住民の皆さんに事前に説明をさせていただいていたが、調査内容が科学的で専門的であったことから県の説明責任として配慮に欠けていた部分があると考えている。) 経緯書P.13参照	
H11.11	硫化水素問題調査委員会の座長の選任	R D社が事務局をもつ研究会の座長(R D社にきわめて近い人物)を硫化水素問題調査委員会の委員長にしたのは、県の見識が問われる。	平成11年12月定例会答弁 (硫化水素調査委員会は、最終処分場からの硫化水素の発生原因を調査し、対策を検討願おうとする意味から、廃棄物全般に精通しておられ、県環境審議会の廃棄物部会長や厚生省生活環境審議会の委員をも務めておられる方に、また、環境化学の専門家であり、長い研究活動を踏まえ過去の硫化水素問題に携わられた学識経験者を委員にお願いしたものである。なお、委員長は委員の互選により決まったものである。)	
H12.7	実態解明と適正措置の請願の不履行	県の対応は、高アルカリ水、硫化水素など個別問題対応でしかなく、請願の処分場の実態解明と適正措置がとられていない。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
H12.10.5	硫化水素問題調査委員会の非公開に係る照会に対する回答	非公開理由、議事録作成しない理由など県からはお役所答弁のような返答しかない。		

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
H12.12 ~ H13.3	硫化水素調査の廃棄物分析の前処理	分析で公定法にない違法な手法によるため、不適正と考えられる。	平成15年9月定例会答弁 (ご意見については、硫化水素の発生原因を究明するために平成12年度に実施した処分場掘削調査における廃棄物分析の前処理行程に風乾等の行程が組み込まれていたことに対するものである。)掘削調査については、当時、全国的にもこのような視点からの調査が行われたことがなく、種々検討の結果、廃棄物を分別しその部位ごとに内容物を分析する方法が最適と考え実施したもので、分別行程においては欠かせない行程であり、硫化水素の発生原因を究明する廃棄物の分析という本来の目的は達成したものと考えている。	
"	"	風乾によるガス調査は、揮発性のものが飛んでしまうので、混合させての土壌分析と同様に非科学的な調査をやっている。	しかし、貴重な資料であるとの思いから、併せて実施した廃棄物中の有害物質に係る分析調査、とりわけ揮発性有機化合物に係る調査については、ご指摘のとおり公定法に基づき分析するのが適切であったと考えている。	
"	"	公定法で行われず、実態解明のための廃棄物分析には、役に立たなかった。	また、この調査方法については地元住民の皆さんに事前に説明をさせていただいていたが、調査内容が科学的で専門的であったことから県の説明責任として配慮に欠けていた部分があると考えている。 経緯書P.13参照	
"	"	調査の前処理で、熱風乾燥後に、揮発性有機化合物を測っているのはおかしい。		
"	"	国で決めた検査法は、風乾や熱を加えてはいけないとあるので、県は間違いでなく意識的にやったのではないか。		
"	硫化水素調査の廃棄物分析	住民の望む27項目、4検体の廃棄物分析は結果的に行われなかった。		
"	硫化水素調査	調査で6500万円の税金を使い、ふいにしているが、もっと調べていたら、地下水汚染までいっていなかった。	平成15年9月定例会答弁 (硫化水素の発生原因を究明するために場内を掘削して原因を突き止めその発生機構を究明するため、また、地下水質への影響の観点から周辺地下水および場内浸透水について水質分析を行うといった本来の目的は達したものと考えている。)	
"	硫化水素調査の廃棄物分析結果	2号の調査分析結果が目的の異なる1号と同じ結果が用いられており、1号の契約変更の時この分の分析費用が発生しないのではないか。	2号で必要となる分析費用を1号で重複して計上していない。なお、1号の変更契約については、溶解性有機物質の分析と有害物質等の含有分析を追加しており、2号ではこれらを発注していない。	
H15.12.3	特別措置法に係る県の勉強不足	職員が処分場案件が特措法対象となることを認識しておらず、環境省に問い合わせた。		
H16.11 ~ H17.6	深堀穴等の是正工事での確認調査	現場では、刺激臭の白い粉の固まりが見られたが、県は一部の調査しかせず、木くずと鉄くず以外は、確認できなかったとした。	平成17年予算委員会答弁 (深堀穴の是正工事については、基本的に地山が出てくるまで掘削するという方針の下工事にかかってきたが、当初の掘削を始めた場所と地山を発見する場所との間に少しずつれが出たため、その分を改めて工事を行い、さらに掘削しようとする大変な労力を必要とすることから、ボーリングを行いどこに地山があるかということを確認した。その上でボーリング孔からセメント硬化剤を注入し、地山と見えているところに掘削残りになった廃棄物が固化され一定の遮水効果を確保した上で、遮水シートならびに粘土層をによる遮水を行うという工法を選択した。 また、廃棄物の埋め戻しについては、掘削した廃棄物約43,800m3から木くずや金属くずなどの許可品目以外の廃棄物を除去させ、住民の立ち会いのもとに1日ごとにサンプリングし溶出試験を行い、いずれも土壌の環境基準以下であることを確認した上で埋め戻しを認めたものである。) 経緯書P.21 ~ P.22参照	
H18.	RD問題対策県・市連絡協議会の構成	県は、メンバーにRD社との黒い噂のある職員を入れている。その職員に対しても調査もしていない。	RD問題県・市対策協議会は、RD最終処分場問題の早期解決を図るため、県と栗東市の情報交換の場を定期的に設け、共通認識を図るとともに、的確な状況把握や汚染機構の解明等科学的な原因究明等を調査検討し対応方針等を協議するために設置したもので、県と栗東市の関係職員で構成しているものである。	
	経堂池の水質浄化、浚渫	池には汚染されたヘドロがたまり、RD社を監督してきた県に責任がある。	栗東市において平成11年9月および11月に実施された経堂池の底質および水質調査の結果では、有害物質は検出されなかった。	
	水質検査の結果への対応	結果に対して県のこう考えるという前進したものが出てこない。	平成15年度より処分場周縁地下水等のモニタリング調査を実施している。	

年月日	聴取事項	住民意見	住民意見に対する県の対応等	備考
	生活環境に支障を及ぼす状況に対する県の対応	積極的に除去対策を行っていないのは、不作為の違法にあたる。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
	県の調査井戸からの取水	取水は、帯水層が特定されず、どこの水が入っているか分からない状況にある。		
	高アルカリ水の改善効果の検証	対策工事を実施して、5年も経っているにもかかわらず、pHが下がらないことを検証していない。	平成15年度より処分場周縁地下水等のモニタリング調査を実施している。	
	深堀穴の地下水汚染の検証	深堀穴工事には石膏ボードも埋め立てているが、地下水汚染がなくなったかについて検証していない。	平成15年度より処分場周縁地下水等のモニタリング調査を実施している。	
	水質調査結果の報告	ダイオキシン類やホウ素は基準を超えており、総じて問題なしでなく、1つでも基準を超えたら大問題ではないのか。	県硫化水素調査委員会 報告(抜すい) 2. 地下水、浸透水調査結果について (1)評価 今回の調査結果をみる限りにおいて、水質全般についていえば、ダイオキシン類やホウ素など小数の例外を除いて、総じて問題はなかった。 No.1、No.9の地下水に浸透水が混入しているおそれがある。 (2)対応方針 No.3では環境基準を超えるダイオキシン類が検出されているが、直ちに人の健康に影響を及ぼすものでないことから、調査モニタリングを継続して実施していく。 地下水の調査対応については、県と町の両委員会で合同で連携して検討を行っていきたい。	
	県の解決に向けた姿勢	県は、事態を直視せず、問題の本質をえぐり出そうとせず、根本から解決しようとする姿勢は全く認められない。	平成17年12月定例会答弁 (問題発生以降、法に基づく改善命令を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところである。)	
	県「対策委員会事務局」の問題点	委員会は、これまでの調査結果について、「大した問題はない」という印象を与えるように報告している。		
	”	委員会事務局は、ボーリング調査で再調査するとしているが、60m×60mに1本だから有害物につかめない。		
	”	国の方針は、重金属および農薬は含有試験と溶出試験の両方調べなさいとなっているが、委員会は、土中の有害物を溶出試験だけで検査し、異常があれば含有試験をするとしている。		